

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第6項の規定に基づき、一関市特定事業主行動計画の取組の実施状況について、次のとおり公表します。

令和4年6月24日 一 関 市

【数値目標】配偶者が出産した男性職員が育児休業を取得する割合を、令和7年度までに5%となるよう取り組みます。

目標		最新値		目標設定時	
数値	時期	数値	時期	数値	時期
5%	令和7年度	0%	令和3年度	0%	令和元年度

【数値目標】計画期間中の毎年度における年次有給休暇の平均取得日数が、11日以上となるよう取り組みます。

目標		最新値		目標設定時	
数値	時期	数値	時期	数値	時期
11日以上	計画期間中各年度	10.6日	令和3年度	10.5日	令和元年度

【数値目標】管理職総数に対する女性管理職の割合を、令和7年度までに26%となるよう取り組みます。

目標		最新値		目標設定時	
数値	時期	数値	時期	数値	時期
26.0%	令和7年度	24.1%	令和4年4月1日	23.1%	令和2年4月1日